

別紙第3付紙

弾道ミサイル災害への初動対応基準

要旨	<p>これは、鳥取県地域でJアラートが起動し、弾道ミサイル発射情報が伝達された段階から鳥取市内に落下した可能性があるとして判断された場合の対応要領の基準を示すものです。</p> <p>Jアラートが起動した場合には、速やかに情報収集・連絡体制をとり、不測の事態に備えます。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、人体に影響を及ぼす可能性のある警戒区域内では関係機関等による救助が行われ、警戒区域周辺地域（危険区域）内の住民は、安全な地域への避難が必要になります。（※本基準は、弾道ミサイルの性能や我が国の情報伝達システム等の変更などにより、修正される場合があります。）</p>
----	--

関連する計画

市	別紙第3「緊急避難段階の計画」、地域防災計画
県	鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル(29.8) 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

<p>各避難タイプによる差はありません。</p> <p>共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。</p> <p>避難住民の誘導、避難住民等の救援は、他の段階に準じて行います。</p>
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平 素		
事 態 へ の 対 処	Jアラート起動	弾道ミサイル初動対応
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 予期することは不可能であり、Jアラートの弾道ミサイル発射情報が出されたとき

← 安全が確認され、避難の指示が解除されるまで

イ この期間に予想される状況と留意点

- (ア) Jアラートにより、弾道ミサイルが発射された旨の情報、続報として、**屋内避難の呼びかけや落下場所等についての情報**が伝達されます。
- (イ) **弾道ミサイルの弾頭の種類**（NBCR：核、生物、化学、放射能）を落下前に特定することは困難であるとともに、**被害の様相及び対応は大きく異なります**。

(2) 想定される攻撃と被害の種類

ア 攻撃の種類

- (ア) 通常弾頭による攻撃
- (イ) NBCR（核、生物、化学、放射能）弾頭による攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発・火災
- (イ) NBCR災害（別紙第3「緊急避難段階の計画」2（2）エ（ウ）NBCR災害への対処 参照）

ウ 影響の範囲

- (ア) **警戒区域**：人体に影響を及ぼす可能性のある区域（目安として半径2Km、風力・風向を考慮し関係機関等が設定）であり、**特殊装具の着用が必要**となり、この区域内の住民は、**特殊装具を装着した関係機関等による救助が必要**となります。
- (イ) **危険区域**：警戒区域の周辺区域（目安として警戒区域以遠～半径4Km以内、風力・風向を考慮）であり、**特殊装具着用の必要はないが**、この区域内の住民は、**原因物質の種類によっては安全な地域への避難が必要**となります。

(3) 別紙第1「情報計画」参照

2 構 想

(1) 活動方針

市は、Jアラートが起動し、弾道ミサイル発射情報が伝達された場合は、「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用し、情報収集と市民等への情報提供に努めるとともに、災害発生時は、関係機関等と連携して初動対応（警戒区域等の設定、住民避難等）を行います。

(2) 実施要領

ア 対策本部設置の指定通知を受けていない場合の対応

対策本部に準じて行うものとし、事態（上空通過・落下等）に応じて、「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制の基準を準用し、適宜の配備体制により対応します。

(ア) 「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制の設置

Jアラートが起動し、弾道ミサイル発射情報が伝達された場合、市（危機管理部）は、「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用し、以下のとおりの体制をとります。

基準	状況	対応
レベル4 警戒体制(Ⅱ) (Orange)	1 鳥取県地域でJアラートが起動したとき 2 TV・ラジオ等で「弾道ミサイルが発射され『鳥取県周辺』への飛翔(落下)が予想される」との発射情報を覚知したとき	「鳥取市地域防災計画」の警戒本部体制「警戒配備」
レベル5 非常態勢 (Red)	1 『市内に弾道ミサイル又は飛翔体の一部が落下した』との情報を覚知したとき 2 さまざまな情報提供・収集の結果、『市内に弾道ミサイル又は飛翔体の一部が落下した』と判断され、市長が必要と認めたとき	「鳥取市地域防災計画」の「市災害対策本部」の設置

※鳥取県地域のJアラートが起動する場合：弾道ミサイルが鳥取県周辺方向に発射された場合

(イ) 初動方針の決定

事態(上空通過・落下等)に応じて、「鳥取市地域防災計画」の警戒本部体制・市災害対策本部体制に移行した場合は、認識統一のための会議を開催して初動方針を決定します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 発生事態の内容(上空通過・落下等) 弾道ミサイル災害の発生状況 国、県、関係機関等の状況
初動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び市民への情報提供 災害発生時の初動対応(警戒区域等の設定、住民避難等)

(ウ) 対策本部設置の指定要請

市長(危機管理部)は、対策本部の設置を必要と認めたときは、知事(危機管理局)に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村の指定の要請を求めます。

イ 国現地对策本部等への設置準備

市は、県と協議して、国現地对策本部等が設置される場合に備え、平素から設置場所等の検討を行い、県が行う受入体制の整備に協力します。

ウ 関係機関との連携協力体制の確認

市内及び市を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

市は、平素の訓練の実施などを通じて整備を図った情報共有・連絡体制などの確認を行います。この際、近隣市町村との、避難・救援等に係る連携協力体制について注意します。

(ア) 連絡窓口

(イ) 相互応援協定の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域応援体制の整備

(エ) 避難誘導體制の整備

(現地調整所等の設置、検知・除染及び残留者の確認を含む。)

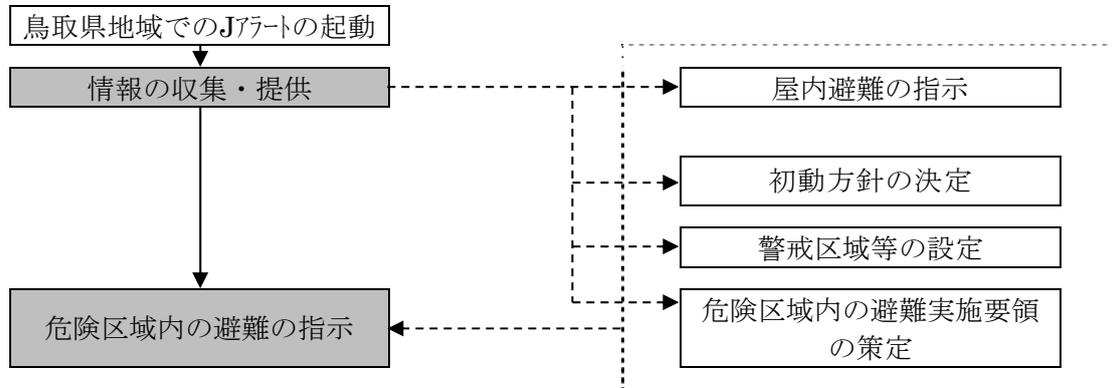
(オ) 運送体制の整備、運送能力の把握

(カ) 救援体制の整備

(キ) 国民保護訓練の実施

(3) 初動の対応

ア 対処の体系

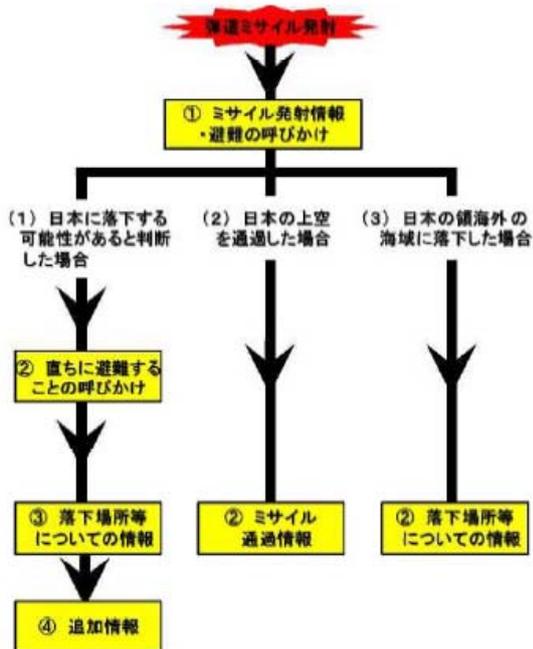


(ア) 鳥取地域でのJアラートの起動

飛翔（落下）予測地域が鳥取県周辺の場合に鳥取県地域のJアラートが自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。なお、Jアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音（ブー—ブー—）を併用し、①弾道ミサイルが発射された旨の情報、続報として②屋内避難の呼びかけ ③落下場所等についての情報が伝達されます。

【弾道ミサイル発射に係る「全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達」】

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、「防災行政無線（屋外拡声器等）」や「緊急速報メール」等で下記のとおり、直接国民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。



(1) 日本に落下する可能性があるとして判断した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに非難することの呼びかけ
- ③ 落下場所等についての情報
- ④ 追加情報

(2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② ミサイル通過情報

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

- ① ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報

(イ) 情報の収集・提供

市内及び県（危機管理局）からの情報収集とあらゆる手段による情報提供に努めます。

(ウ) 屋内避難の指示

Jアラートによる「直ちに避難、直ちに避難、屋内に避難してください。ミサイルの一部が落下する可能性があります、屋内に避難してください。」との屋内避難の呼びかけが行われます。

(エ) 初動方針の決定

弾道ミサイル災害が発生した場合には、認識統一のための会議を開催して、警戒区域等の設定と危険区域内の住民の避難実施要領に関する初動対応の方針を決定します。

(オ) 警戒区域の設定

第6章2（3）ウ（イ）e項に準じて実施します。

(カ) 危険区域内の避難実施要領の策定

第6章2（3）ア項及び第6章2（3）ウ（イ）d項に準じて実施します。

(キ) 危険区域内の避難の指示

イ 情報の収集・提供

(ア) 情報の収集

県（危機管理局）は、弾道ミサイル災害については、Jアラートの鳴動後、国（内閣官房・消防庁等）へ具体的な落下場所を確認するとともに、警察・消防への住民からの通報等の情報を確認することとされています。

市（危機管理部、企画推進部）は、消防団、自治会及び東部消防局、警察署等と連携して迅速に市内の情報を収集するとともに、県（危機管理局）からの情報入手に努めます。

この際、落下したミサイル弾頭の種類（NBCR）の特定を重視します。

(イ) 情報の提供

県（危機管理局）は、弾道ミサイルの落下場所を特定した場合は、原因物質を特定するまでの間、住民等への危険性を最大限に考慮し、警戒区域（目安として半径2Km）を設定するとともに、市町村等を通じて区域内住民等へ周知することとされています。

a 住民に対する情報提供

市（危機管理部、企画推進部）は、自動起動するJアラート（防災行政無線）、携帯電話に配信されるエリアメール、TV・ラジオのほか、インターネット、広報車、消防団、自主防災組織、自治会等の協力などあらゆる手段により、住民に危険の状況と取るべき対処手段などを伝達します。この際、関係機関等の示す警戒区域内の活動制限事項の確認に留意します。

b 関係機関との情報共有

市（危機管理部、企画推進部）は、収集した情報を直ちに県（危機管理局）、警察署、東部消防局などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

ウ 実施体制の確保

(ア) 警戒本部の設置

市（危機管理部）は、鳥取県地域でJアラートが起動したとき、又はTV・ラジオ等で「弾道ミサイルが発射され『鳥取県周辺』への落下が予想される」との発射情報を覚知した場合には、直ちに警戒本部を設置し、情報収集と市民等への情報提供に努めます。

(イ) 対策本部等の設置

市（危機管理部）は、『市内に弾道ミサイル又は飛翔体の一部が落下した』との情報を覚知した場合、又はさまざまな情報提供・収集の結果、『市内に弾道ミサイル又は飛翔体の一部が落下した』と判断され、市長が必要と認めた場合には、迅速に対策本部を設置し、必要な場合には、現地対策本部を設置します。

また、必要に応じ関係機関・団体等に対策本部等への連絡要員の派遣を要請します。

エ 弾道ミサイル災害への対処

(ア) 対処要領

県（危機管理局）は、弾道ミサイル災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、関係機関と連携し、初動対応（警戒区域の設定、住民避難等）、救助・救急搬送、救急医療及び原因物質の特定、除染並びに避難住民の救援などを実施することとされています。

a 市による対処

市（危機管理部）は、弾道ミサイル災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、警察署、東部消防局その他関係機関・団体等と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、警戒区域内・危険区域内の「避難実施要領」を定め、関係機関等の示す警戒区域内の活動制限事項を遵守し、適切な手段をもって対象区域内の住民に周知します。

b 関係機関への要請

市は、県（危機管理局）などに対して警戒区域の明示を要請するとともに、原因物質の特定と検査・除染の実施などを要請します。

また、必要な場合には、県（危機管理局）に対し、救援の支援などを行うよう求めます。

(イ) 緊急の避難の指示

a 状況、原因物質などが未確定の場合

市（危機管理部）は、市内で飛翔体落下の目撃情報や住民に対する危険切迫等の情報を得た場合は、速やかに必要な範囲で住民に対し屋内への避難を指示します。あわせて、集客施設・観光施設、団体等と連携して、来客・従業員等への屋内避難の指示の伝達に留意します。

消防団は、参集、待機など必要な体制をとり、住民の避難の誘導などの弾道ミサイル災害対処の準備等に当たります。

b 弾道ミサイルによる攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示 (屋内避難)	「避難指示」の伝達	外出の抑制、制限 屋内への避難 ※爆風被害の防止 ・ 堅牢な施設 ・ 地下施設 ・ 室内の目張り
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		
	警戒区域の設定		

弾頭種類 被害状況			退去 外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	避難の指示	「避難指示」の伝達 避難住民の誘導	避難
被害状況の把握			

c 弾頭にNBCRが使用された場合の対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおりを基準に行動します。

【N（核）】

項目	対 処
要 点	1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からでき限りはなれる）、遮断（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意
個人防護	1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカップを身につけ、マスクをして内部被ばくを防ぎ、避難する 3 避難できない場合は、退避場所に直行（地下室、窓のない奥まった部屋） 4 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋により密封 5 石けんで全身をくまなく除染 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 7 至近距離では、布（できれば水でぬらしたもの）で口と鼻を覆う ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用不適
避難の指示	1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張り 4 食品には、ラップやふたをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど ※ 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可

治療	<p>1 専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市の措置	<p>1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（危機管理局）へ報告</p> <p>2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施</p> <p>3 救援にあたっては、被ばく医療機関と連携して対処</p>

【B（生物兵器）】

項目	対 処
要 点	1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
指 標	<p>1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数</p> <p>2 飛翔体落下地点周辺の動・植物の異常</p>
個人防護	<p>1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う</p> <p>2 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク）</p> <p>3 石けんと水で肌を除染</p> <p>4 警察、消防に連絡</p> <p>5 汚染された被服などをビニール袋に入れて密封</p>
避難の指 示	<p>1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠く離れて避難</p> <p>2 危険区域内の住民を区分して避難</p>
屋内避難	<p>1 換気装置を止める</p> <p>2 空気調節弁を閉める</p> <p>3 ドアや換気口をガムテープで目張り</p>
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	<p>1 専門医による治療とワクチン接種 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市の処置	<p>1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を実施</p> <p>2 感染症法の枠組みに従い、県（福祉保健部）等と連携して、患者の移送、汚染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を実施</p>

【C（化学兵器）】

項目	対 処
要 点	1 被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指 標	1 大量の負傷者、数多くの人間が、同様に説明のつかない症状の訴え 2 負傷者に一定の症状 3 病気が、ある特定の区域に限定 4 動・植物等の不自然な死滅（季節にそぐわない死滅など） 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体の発生
個人防護	1 被災者の除染、感染者の有無と治療との連携を考慮
避難の指 示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れて避難 3 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張り
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治 療	専門医による治療（留意事項） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市の措置	1 措置に当たる要員には防護服を着用 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を実施

【R（放射能）】

項目	対 処
要 点	1 爆発、放射能による被害 2 時間（汚染源にさらされる時間を 短く ）、距離（汚染源からできる限り 遠く ）、遮断（汚染源との遮蔽物はできるだけ 厚く ）に留意
個人防護	1 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う 2 徒歩で避難 3 石けんで全身をくまなく除染 4 汚染区域にいた場合は、 ・ 石けんで全身をくまなく除染 ・ 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 6 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備

	※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用不適
避難の指示	1 行政の指示に基づき避難 2 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張り 4 食品には、ラップやふたをする 5 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市の措置	1 国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県（危機管理局）へ報告 2 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施 3 救援にあたっては、被ばく医療機関と連携して対処

3 各機関の役割

(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）

各対策部	内 容
共 通	1 その他市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
統括部	1 市国民保護措置の総括 2 市国民保護対策本部の緊急設置・運営 3 市内における緊急避難の総合調整 4 緊急避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関すること
総務部	1 警報、緊急避難の指示等 2 危険物質等の保安対策、対処 3 特殊標章等の緊急交付 4 緊急運送の計画、手配、運営等 5 職員の緊急動員・派遣・受入等 6 職員の活動支援、安否等 7 市有財産・車両等の管理、運用等 8 人権の擁護に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 9 戸籍等の保護 10 外国人の保護に関すること 11 市役所仮庁舎・現地対策本部の緊急設置・移転等 12 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 13 費用の出納及び物品の調達 14 義援金品の収配等 15 避難住民への食品、生活必需品の給与 16 その他各部の事務に属さないこと
情報部	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・提供等 2 国民保護に係る広報・広聴 3 写真等による情報の記録・収集等 4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 5 ボランティアに関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集・伝達等 2 避難行動要支援者の緊急避難 3 避難所・一次集合場所等の緊急開設・運営 4 保育所園児の緊急避難等 5 保育所園児の応急保育 6 他部に属しない生活支援及び保護
医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害対策等 2 感染症の予防、対策等 3 赤十字標章等の緊急使用許可申請 4 避難住民の健康維持、保健衛生 5 食品衛生、水質検査等 6 有害物質等の保安対策
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害対策等、商工業に関すること 2 観光業、観光客の保護に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の被害調査、対策 2 農林道・ため池・漁港等施設の緊急状況確認・確保・情報提供 3 家畜防疫、死亡獣畜処理等
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の緊急状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の緊急手配・供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整 4 弾道ミサイル災害の応急復旧等 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等

	<ul style="list-style-type: none"> 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 市営住宅の調査、提供、応急復旧 14 応急公用負担等
環境下水道部	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道の応急復旧 2 死体の処理、埋葬 3 廃棄物、し尿の処理 4 入浴施設、トイレ等の確保・提供 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
議会部	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会に関すること
文教部	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒・幼稚園児の救護、緊急避難等 2 児童生徒・幼稚園児の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の緊急保護
医療部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療隊の編成及び傷病者の治療に関すること 2 応急救護所に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> 1 上水道の応急復旧 2 応急給水等
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導、避難行動要支援者等の避難補助 2 消火・救助及び弾道ミサイル災害の防除、軽減 3 住民への情報伝達及び情報収集
対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関すること 2 総合支所管内の情報収集及び情報伝達 3 各主管部局の事務に関すること

(2) 県

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置、医療機関の総合受入調整、ワクチン接種、感染症者の移送等 2 気象情報の提供、防災ヘリの運用、被災情報の収集・提供 3 緊急消防援助隊・自衛隊の派遣要請 4 国、他県、市町村、消防、警察、指定地方公共機関等との連絡調整 5 警報の通知、避難の指示、避難住民の救援 6 退避の指示、緊急通報の発令 など

(3) 指定地方行政機関

機関名	内 容
共 通	1 国民保護措置の連絡調整 2 弾道ミサイル災害に係る国民保護措置 3 弾道ミサイル災害情報等の収集伝達

(4) 自衛隊

機関名	内 容
共 通	1 弾道ミサイル災害対処の準備、実施 (1) 救出・救助活動に関する措置 (2) 簡易検知に関する措置 (3) エリアの除染に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち弾道ミサイル災害への初動対応の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち弾道ミサイル災害への初動対応の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

弾道ミサイル災害への初動対応後の活動要領は、次の各段階の**別紙計画**4項に準じて行います。

(1) 避 難

別紙第5「避難段階の計画」

(2) 避難生活

別紙第6「避難生活段階の計画」